

介護認定までの流れ

デイサービスをご利用になるには介護認定の申請が必要です

要支援認定の申請

- 申請先（ご相談先）
 - ▶守山市役所介護保険課(Tel077-582-1127)
 - ▶南部地区地域包括支援センター(Tel077-585-9201)
守山学区、小津学区の方
 - ▶中部地区地域包括支援センター(Tel077-584-5519)
吉身学区、玉津学区の方
 - ▶北部地区地域包括支援センター(Tel077-516-4160)
河西学区、速野学区、中洲学区の方
- 申請に行く人
 - ▶申請は本人、家族、成年後見人が行えます。
 - ▶地域包括支援センター、居宅介護支援事業所による代行申請も可能です。
- 申請ができる人
 - ①65 歳以上の方(第 1 号被保険者)
 - ②40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者で、特定疾病により介護や支援が必要である方(第 2 号被保険者) * 特定疾病については申請先でご確認ください。
- 申請時に必要なもの
 - ・介護保険被保険者証(第 1 号被保険者)
 - ・医療保険被保険者証(第 2 号被保険者)
 - ・かかりつけ医がいる場合、医師の氏名、医療機関の名称・所在地・電話番号がわかるもの

認定調査・主治医意見書

- ・認定調査は、守山市から調査員がご自宅や施設等を訪問し、本人・家族などから聞き取りを含めた調査を行います。
入所(入院)中の方は、入所(入院)先で調査を行います。
- ・守山市の依頼により、主治医が意見書を作成し提出します。
主治医がいない場合は、守山市が指定した医師の診断を受ける必要があります。

審査判定

- ・介護認定審査会では、コンピュータによる一次判定の結果や特記事項及び医師の意見書をもとに、専門家が要介護状態等区分の審査・判定を行います。

認定

- ・介護認定審査会の判定に基づき、守山市がその結果を認定し通知します。
申請から認定結果の通知まで概ね 30 日程度かかります。
- ・認定には有効期間がありますのでご注意ください。
(有効期限満了日の約 2 ヶ月前に更新のお知らせをします)

介護（介護予防）サービス計画書の作成

- ・介護(介護予防)サービスを利用する場合は、介護(介護予防)サービス計画書(ケアプラン)の作成が必要です。
- ・「要支援 1」「要支援 2」の介護予防サービス計画書は地域包括支援センターに相談。
- ・「要介護 1」以上の介護サービス計画書は介護支援専門員(ケアマネージャー)のいる、県知事の指定を受けた居宅介護支援事業所(ケアプラン作成事業所)へ依頼。
- ・依頼を受けた介護支援専門員は、本人や家族の希望、心身の状態を充分考慮して、自立した日常生活を営むことができるよう介護サービス計画書を作成します。

サービス担当者会議の開催

- 実施場所
利用者本人の自宅、もしくは利用者の主治医の医療機関
- 主な参加者
介護支援専門員(ケアマネージャー)、医師、介護関連スタッフ、リハビリスタッフ、サービス提供責任者、利用とその家族、(場合によっては看護師)
- ・サービス計画書(ケアプラン)を作成した介護支援専門員(ケアマネージャー)が中心となって、利用者により良いサービスを提供し、安心した日常生活を送るために情報共有や意見交換をする会議をします。

介護サービス利用の開始